

補 正 項 目

(補正予算第4号)

(単位：千円)

区 分	事 業 名	予 算 額	説 明	所 管 課
新	災害援護資金	81,000	大雨災害の被災自治体に対して、災害援護資金の原資を貸付け [対象者] ・世帯主が負傷又は住居、家財に被害を受けた被災者 [貸付限度額] 1,500千円～3,500千円 [負担割合] 国2/3、県1/3	健康福祉部 [地域福祉課]
新	災害援護資金利子補給金	債務負担行為	上記資金を借り入れた被災者に対して、返済に係る利息相当額を助成（無利子化） [実施主体] 被災自治体 [負担割合] 県1/2、被災自治体1/2 [債務負担行為] ・設定期間 H26～35 ・限度額 4,707千円	健康福祉部 [地域福祉課]
新	生活福祉資金利子補給金	債務負担行為	家屋の復旧等のために生活福祉資金を借り入れた被災者に対して、返済に係る利子相当額を助成（無利子化） [実施主体] 島根県社会福祉協議会 [対象者] ・低所得者及び障がい者・高齢者世帯の被災者 [債務負担行為] ・設定期間 H26～33 ・限度額 799千円	健康福祉部 [地域福祉課]
新	母子寡婦福祉資金利子補給金	債務負担行為	家屋の復旧等のために母子寡婦福祉資金を借り入れた被災者に対して、返済に係る利子相当額を助成（無利子化） [実施主体] 県 [対象者] 母子家庭の母及び寡婦の被災者 [債務負担行為] ・設定期間 H26～36 ・限度額 263千円	健康福祉部 [青少年家庭課]

※「区分」欄の「○」は給与特例減額により生じる財源を活用する事業、「新」は新規事業